

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年十二月五日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

特に困難な業務を行うセンター等

の所長	を	参事	特に困難な業務を行うセンター等の所長	に	本部長	センター等の局長
-----	---	----	--------------------	---	-----	----------

	を	本部長	副理事	センター等の局長	に	統
--	---	-----	-----	----------	---	---

括本部長	を	統括本部長	理事
------	---	-------	----

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。